

○伊豆市感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱

令和6年9月27日告示第133号

伊豆市感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地震による住宅の出火及び延焼を居住者が自ら防止することにより、被害の減少並びに市民及び地域の防災力の向上を図るため、感震ブレーカーの設置をする者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し、伊豆市補助金交付規則（平成16年伊豆市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「感震ブレーカー」とは、一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤の規格に適合する構造及び機能を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 伊豆市内の住宅に新品の感震ブレーカーを設置しようとする個人であること。
- (2) 本市の市税、上下水道使用料等を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 自己が所有し、又は居住する伊豆市内の住宅に感震ブレーカーを設置する事業（感震ブレーカーを設置する住宅が賃貸目的の住宅である場合においては、当該住宅の居住者が設置する事業に限る。）
- (2) 伊豆市内に新築する一戸建ての住宅に感震ブレーカーを設置する事業

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、感震ブレーカーの購入及び設置工事に要する経費の3分の2以内の額とし、3万円を限度とする。

2 65歳以上の者のみが居住（当該者以外に満15歳未満の者又は満18歳未満で就学している者のみが同居する場合を含む。）する住宅の補助金の額は、補助の対象経費の4分の3以内の額とし、5万円を限度とする。

3 前2項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

(補助の制限)

第6条 この要綱により補助金の交付を受けることができる回数は、1世帯につき1回限りとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、伊豆市感震ブレーカー設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る経費の見積書の写し及び設置工事の施工前の状況がわかる写真（第4条第1号の事業に限る。）

(2) 補助事業に係る経費の明細がわかる書類及び設置箇所がわかる図面（第4条第2号の事業に限る。）

(3) 家族構成報告書（第5条第2項に該当する場合。様式第2号）

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、伊豆市感震ブレイカー設置事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更承認）

第9条 前条の規定により補助金の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ伊豆市感震ブレイカー設置事業補助金交付申請変更（中止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合

(2) 補助事業を中止しようとする場合

(3) 補助事業に要する額の変更をしようとする場合

2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（変更等の交付決定）

第10条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、伊豆市感震ブレイカー設置事業補助金交付申請変更（中止）交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に対して通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助決定者は、感震ブレイカーの設置が完了した日若しくは工事代金を支払った日のいずれか遅い日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、伊豆市感震ブレイカー設置事業補助金完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 感震ブレイカーの設置状況を確認できる写真

(2) 補助事業に要した経費に係る領収書の写し（第4条第1号の事業に限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の確定）

第12条 市長は、前条の規定による完了の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査により、適当と認めたときは、交付すべき補助金を確定し、当該報告者に伊豆市感震ブレイカー設置事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（請求の手続）

第13条 補助決定者は、前条の交付確定通知書を受領したときは、速やかに伊豆市感震ブレイカー設置事業補助金請求書（様式第8号）により補助金を請求するものとする。

（交付決定の取消し又は返還）

第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた補助決定者は、当該補助金を市長が定める期日までに、既に交付した補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(雑則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年9月27日から施行する。